

## 議案第43号

### 令和4年度おいらせ町病院事業会計予算について

#### (総則)

第1条 令和4年度おいらせ町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |     |         |            |
|-------------|-----|---------|------------|
| (1) 病床数     | 73床 |         |            |
| (2) 年間延患者数  | 入院  | 20,500人 | 外来 29,500人 |
| (3) 1日平均患者数 | 入院  | 56.2人   | 外来 121.4人  |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	事業収益	998,624千円
第1項	医業収益	879,241千円
第2項	医業外収益	119,381千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	事業費用	998,624千円
第1項	医業費用	992,818千円
第2項	医業外費用	3,804千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	2,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,768千円は当年度分損益勘定留保資金 15,768千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	158,831 千円
第1項	企業債	102,800 千円
第2項	他会計出資金	13,280 千円
第3項	国庫補助金	1 千円
第4項	県補助金	42,750 千円

支 出

第1款	資本的支出	174,599 千円
第1項	建設改良費	145,639 千円
第2項	企業債償還金	26,560 千円
第3項	投資その他の資産	2,400 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械 購入事業	千円 102,800	普通貸借又は 証書借入	% 3.5 以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項のうち、第8条以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合

は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 561,697 千円 |
| (2) 交際費   | 150 千円     |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、128,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

- (1) 取得する主な財産

種 類	名 称	数 量
医療機器	電子カルテシステム	一式
医療機器	ホルマリン滅菌装置	一式
医療機器	超音波診断装置	一式

令和 4 年 3 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆